

平成23年第10回(12月)川南町議会定例会会議録(最終日)

平成23年12月16日(金曜日)

本日の会議に付した事件

平成23年12月16日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第62号 川南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を定めるについて
- 日程第2 議案第63号 川南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の全部改正について
- 日程第3 議案第64号 川南町臨時的任用職員の分限に関する条例を定めるについて
- 日程第4 議案第65号 「財政事情」の作製及び公表についての条例の一部改正について
- 日程第5 議案第66号 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第6 議案第67号 川南町東地区運動公園条例の一部改正について
- 日程第7 議案第68号 川南町温泉簡易浴場の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第8 議案第69号 平成23年度 交付建設第2-A109-1号 松原・通山線松原下橋上部工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第9 議案第70号 平成23年度川南町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第10 議案第71号 平成23年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第72号 平成23年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第73号 国営造成施設管理体制整備促進事業(操作体制整備型)の事務の委託に関する都農町及び高鍋町との協議について
- 日程第13 議案第75号 財産(土地)の取得について
- 日程第14 請願第3号 漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する国への意見書案の提出を求める請願書
- 日程第15 発議第6号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書について
- 日程第16 発議第7号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書について
- 追加日程第1 発議第8号 漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する国への意見書について
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 徳弘 美津子 君	12番 竹本 修 君
13番 山下 壽 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	佐藤 賢一郎 君	会計管理者・会計課長	篠原 浩 君
総務課長	吉田 一二六 君	総合政策課長	諸橋 司 君
農林水産課長	押川 義光 君	農村整備課長	横尾 剛 君
建設課長	村井 俊文 君	上下水道課長	新倉 好雄 君
農業委員会 事務局	杉尾 英敏 君	教育総務課長	吉田 喜久吉 君
生涯学習課長	橋本 正夫 君	税務課長	永友好典 君
町民課長	黒木 秀一 君	環境対策課長	三角 博志 君
健康福祉課長	佐藤 弘 君	代表監査委員	三角 巖 君

午前9時00分開会

○議長(山下 壽君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。しばらく休憩します。全員、議員控室へ移動願います。

午前9時01分休憩

午前10時35分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第 1 議案第62号 「川南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を定めるについて」

日程第 2 議案第63号 「川南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の全部改正について」

日程第 3 議案第64号 「川南町臨時的任用職員の分限に関する条例を定めるについて」

日程第 4 議案第65号 「「財政事情」の作製及び公表についての条例の一部改正について」

以上、4議案を一括議題とします。本4議案は、総務常任委員会に付託されておりましたので、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(濱本 義則君) 総務常任委員会の審議経過を報告いたします。議案第62号から65号まで、一括して御報告いたします。議案第62号「川南町一般職の任期付職員の採用に関する条例を定めるについて」、この件に関しましては、全員賛成で可決でございます。地方行政の高度化、専門化が進む中で、今後川南町が取り組んでいく課題やサービスに柔軟に対応するためには、公務部内では得られにくい専門性を備えた人材を一定期間活用していくことが必要になると予想されます。その際の採用及び給与の特例のために、本条例を定めるものでございます。続きまして、議案第63号「川南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の全部改正について」、この改正、大きく変わった点は、休職の事由として、第2条に、水難、火災、その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合を追加し、第3条に降給の事由を追加したことでございます。本議案は、全員賛成で可決であります。続きまして、議案第64号「川南町臨時的任用職員の分限に関する条例を定めるについて」ですが、本条例は、臨時的任用職員の分限に関する条例でございます。全員賛成で可決であります。続きまして、議案第65号「「財政事情」の作製及び公表についての条例の一部改正について」は、字句の変更、これは、財政事情を財政状況にする点と、句読点に関する変更が主な改正でございます。第5条に、施行に関しては、町長が定めるとありますのを規則で定めるとしております。本条例改正も、全員賛成で可決でございます。以上報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で、委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。念のため申し

上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第62号「川南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を定めるについて」

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第62号「川南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を定めるについて」反対の立場から討論いたします。議案62号の提案理由で、専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用する場合の要件等について、定めるとしています。この短時間勤務職員を採用することに反対する理由は、川南町の役場の中で、臨時、非常勤職員が働いておられます。これは、1週間に20時間以上働いている職員です。職員の2割から3割近くが非正規職員だと思います。こうした実態の背景には、集中改革プランによる行革を行った結果、正職員が減らされる中で、行政需要が増え、多忙化するのに対応して、臨時、非常勤職員が急速に拡大してきました。その結果、今や、臨時、非常勤職員は、補助的、一時的な業務ではなくて、基幹的、恒常的な業務を担っています。私は、公務の継続性、安定性、公平性ということから言っても、本来公務というのは任期のない常勤職員で運営するのが基本であるべきと考えます。町職員の採用は必要人員だから採用するものではありませんか。まして専門的な知識、経験を有する方が短時間雇用で来てくれるのでしょうか。継続性、安定性があり、十分能力が発揮できるから皆さん働いているのではないですか。これが広がれば、自治体リストラによる不安定雇用の拡大、公務サービス低下につながるのではありませんか。保育所の現場では、非正規職員が半分以上です。正規職員と同じ保育士の資格を持って、同じように担任を持って、同じように保護者への対応もしている臨時、非常勤の保育士が、年収200万円以下のワーキングプア状態に置かれています。しかし、この方々の話を聞くと、低い賃金しかもらっていないからといって、いい加減な保育はできない。子供たちには全力で向き合おうとお互いに話し合っているということです。私は、身分は臨時、非常勤だけれども、志はプロフェッショナルだと感じた次第です。保育所は、恒常的に業務が継続しておりますけれども、任期付職員は3年しか働けません。せっかく築いた父母と子供の信頼関係も、途中で断ち切られてしまう。そして、その先の自分の将来の生活設計も見通しもなくなってしまふ、これは労働者の働く意欲を下げ、ひいては町民や子供たちへのサービスの質の低下をもたらす大きな問題があると思います。今のところは、任期付職員の採用は考えていないとのことですが、現行の公務員制度に混乱、不安定化を招く条例には反対です。以上、反対討論を終わります。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから議案第62号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。起立多数であります。したがって、議案第62号「川南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第63号「川南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の全部改正について」

討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第63号「川南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の全部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第64号「川南町臨時的任用職員の分限に関する条例を定めるについて」

討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第64号「川南町臨時的任用職員の分限に関する条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第65号「「財政事情」の作製及び公表についての条例の一部改正について」討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第65号「「財政事情」の作製及び公表についての条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 議案第66号 「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」

日程第 6 議案第67号 「川南町東地区運動公園条例の一部改正について」

以上、2議案を一括議題とします。本2議案は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(内藤 逸子君) 文教厚生常任委員会に付託されました、議案66号について、御報告いたします。関係課の職員の出席を求め、提案理由、補足説明を受け、質疑を行い、慎重に審査を行いました。議案第66号は、学校施設使用料の屋外運動場の電気料使用料を1月1,000円、文化ホール使用料舞台の部分使用料を1時間当たり500円、新たに会議室を1時間当たり300円追加するものです。東地区の譲り受けた体育館、研修室、和室、給湯室の使用料が追加されました。図書館の使用料について、占有する場合に限って、ミニシアター室、準備室、研修室、学習室、お話室の使用料が追加されました。また、関連して、図書館の附属使用料も追加されます。全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第67号は、議案66号の中に入りましたので、削除するものです。本議案も全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。以上報告いたします。

○議長(山下 壽君) 以上で委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第66号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(米山 知子君) 議案第66号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」、反対の意見を述べさせていただきます。今回の改正では、学校施設使用料の中で、屋外施設使用料が加えられ、電力使用料として、月額1,000円が定められております。これは、現在、小学校の運動場及び農村公園を使用して活動しているスポーツ少年団を対象にしたものであります。スポーツ少年団は、大人の社会体育の活動とは基本的に活動目的の違うことを認識されているのでしょうか。スポーツ少年団は、スポーツを通して、子供の健全育成を目指すもので、未来の宝である子供たちの成長を保護者と共に地域や行政が一体となって担っていくものであります。町長はスポーツランド構想で、スポーツでのまちづくりを提唱されましたが、スポーツランド構想は、町外の人だけを対象にしているのではなく、地元のスポーツ活動をいかに活発にしていこうということも大きな要因であるはずです。今回のスポーツ少年団活動からの使用料徴収は、地元の子供たちのスポーツ少年団活動を、これは、スポーツを通して子供の健全育成を図るということですが、町がどのように考えているのか、本当にスポーツによるまちづくりを考えているのか、といった町の姿勢が疑われます。地域のボランティアで子供たちのために取り組んでいただいている指導者の意欲にも水を差すものだと思います。また、今回、設定された使用料算定の根拠については、どの屋外施設についても一律月額1,000円と、消費電力、時間、回数など考慮されておらず、非常に粗雑なものであります。このような理由から、今回の提案は到底認められるものではありません。以上、この議案に反対する理由を述べさせていただきます、皆様の御賛同をいただきたいと思っております。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 議案第66号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」、反対の立場で討論します。その理由について、財政状況にかかわらず、施設の維持管理費を賄う上で、利用者負担は原理原則であります。東日本大震災で多くの建物の天井が崩落し、倒壊した惨状を目の当たりにした現在において、今回、本条例で使用料を徴収しようとする屋内施設のほとんどが、災害時の避難所に指定されています。しかし、耐震調査、耐震力は、震災前の耐震基準に基づくものであります。その安心安全の担保も、今回の震災でことごとく覆われています。公共施設は、安心安全が絶対的な使命であり、避難所に指定されていれば、なおさらであります。今一度、耐震力の調査を行い、震災後、即ち現在の社会情勢に適応できる施設整備を行い、改めて使用料徴収条例を上程すべきであります。したがって、本条例に反対するものであります。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから議案第66号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。起立多数であります。したがって、議案第66号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」委員長報告のとおり可決されました。

議案第67号「川南町東地区運動公園条例の一部改正について」討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第67号「川南町東地区運動公園条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第68号 「川南町温泉簡易浴場の設置及び管理に関する条例の廃止について」

を議題とします。本議案は、総務常任委員会に付託されておりましたので、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(濱本 義則君) 議案第68号「川南町温泉簡易浴場の設置及び管理に関する条例の廃止について」の審議経過と結果について、御報告をいたします。

本条例の廃止につきまして、まず現地調査を実施しました。そこで対応していただきましたのが、建設課の専門職員でございました。そして、そこで所見を聞きました。その所見の一端をまず述べさせていただきます。第1番目、軽量鉄骨であるが、温泉に使用した場合、耐用年数は短くなります。2番目に、一番厚く、強く作られている部分の腐食がひどいと。3番目、雨漏りも2カ所ほど確認され、見えない部分でもあるが、鉄骨の腐食が予想をされると。4番目に、昨年、建屋が倒壊しかかり、鉄骨3本で補強をいたしました。補強部分は確認させていただきました。5番目に、建設課担当としては、すぐにも解体の準備をしてもらいたいとの説明を受け、審議をいたしました。担当課にいろんな資料提出を求めまして、説明を受け、審議をいたしました。各委員から出されました主な意見は次のとおりでございます。非常にあの、順不同でございますけれども、まず、町民に説明なしに、なぜいますぐ閉鎖するのか、非常に乱暴ではないかという意見もございました。続きまして、行政は安心安全を提供しなければならないと思うが、温泉管理に関して、現在の状況でそれが可能か。3番目に建屋の建てかえは避けられないが、それが財政的に可能だろうか。次に、民間活力を活用する方法を模索すべきではないかと。次に、実質利用率が2.64%であれば、代替事業、ま、かわる事業を実施すべきではないか。続行したとして、温泉としての機能をいつまで果たすのか、非常に不透明な状態である。等々、そういう意見が続出をいたしました。採決の結果、賛成多数で可決をされました。執行部におかれましては、存続の方法、代替事

業の模索等、ぎりぎりまで努力されることを希望いたして報告いたします。

○議長(山下 壽君) 以上で委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員(林 光政君) 間違いました。反対討論でよろしく。間違いました。ごめんなさい、ちょっと間違いました。

○議長(山下 壽君) 質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第68号「川南町温泉簡易浴場の設置及び管理に関する条例の廃止について」討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(林 光政君) ちょこちょこ間違いまして申し訳ございません。お詫びいたします。

議案第68号「川南町温泉簡易浴場の設置及び管理に関する条例の廃止について」の案に対し、先ほど濱本委員長からも、る報告がございましたが、私は私なりに一言、あえて反対の立場で発言をいたします。町財政も大変に厳しい折ではございますが、いろいろな条件を満たされなくなった川南温泉のようでございますが、愛好家の声を町長も副町長も御拝読なされたことと思います。町民に十分な説明もないまま、閉鎖されるお考えのようです。せめて、あと2、3年でも様子を見ていただき、町民のいやしの場、町民の語りの場、そして何よりも、お年寄りの方々の川南温泉を町内最高の楽しみのお場にしておられます。病は気からとも申します。いやしの場イコール健康福祉、即ち、川南町の医療費の削減にもつながるのではないのでしょうか。私は少なからずとも、そう思うものでございます。川南温泉の存続を強く要望し、議員の皆様方の御賛同を切に、切にお願いを申し上げ、発言を終わります。

○議長(山下 壽君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員(徳弘 美津子君) 議案第68号「川南町温泉簡易浴場の設置及び管理に関する条例の廃止について」賛成の立場から討論いたします。この条例廃止は、平成10年1月10日に野田地区に簡易施設としてオープンいたしました、川南温泉を廃止するものです。川南温泉の当初は、施設移転も視野に入れたプレハブ簡易施設でした。しかし、近年の景気後退に伴い、財源が厳しい中に、新規の施設を計画することもなく、14年を経過してしまいました。ここ数年は、老朽化も著しく、修繕費用が年々増加傾向にありました。それらを踏まえ、様々な検討をし、今回、条例廃止をし、平成24年6月で温泉施設を閉鎖することとして、議会に提案されたものです。総務委員会で付託をされ、現地調査を行い、現場を見ましたが、一番強くつくられている部分が腐食をし、下地の木材が見えている状態であります。また、部分補強して連結しているはりや胴縁も腐食が進んで、見えない部分の腐食もかなりある状態です。公共の建物は、住民にとって安全でなければなりません。鉄筋の耐用年数から見ても、到底耐えられるものではありません。行政が管理する施設としては、不適切であると考えますし、万が一のことがあったときの行政責任は大きなものがあり、議会としてもいたずらに時間を延ばすことに意味はないと考えます。そして、建物の老朽化を踏まえて、様々な視点から温泉事業を見ていくと、今年12月2日に調査した、県衛生

環境研究所の温泉分析表を見ますと平成9年2月調査時点のナトリウムイオン、このナトリウムイオンは、汗の蒸発を防ぎ、湯冷めしにくく、殺菌作用、殺菌効果から、外傷中にも効果があると言われておりますが、この含有量が1,202ミリグラム、平成11年に1,380ミリグラム、平成14年には860ミリグラム、今回12月2日では、140ミリグラムとなってきております。他の物質の成分についても、全て規定を下回り、現在では、温度が温泉定義の規定の25度が、25.1度のみで、温度だけが温泉としてあるのみで、現在は、単純温泉として成り立つものです。1億円以上かけて温泉を掘削いたしました、町として運営して継続することを断念せねばなりません。今後の代替え案として、平成10年に川南温泉ができる前に鹿児島島の妙見温泉に町がバスを運行していた時に比べ、現在では、幸いなことに隣町に温泉施設がありますので、有効に活用するために、福祉バスの活用や、1つの参考ですが、割引優待券を発行したり、温泉を福祉政策の1つとして取り組んでいただきたいと思います。また、たくさんの愛好家の方もいらっしゃるようですので、できますなら、今まで温泉で培われた皆様のつながりを切ることなく、他の温泉施設巡りなどをしてつないで欲しいと思います。国の政策において、当時は様々な内需拡大として箱ものが作られ、トロントロンドームや温泉事業もその1つであると考えます。町民の皆様のいこいの場となる温泉施設で運営いたしておりましたが、景気は一向によくないばかりか、口蹄疫や東日本大震災という、思いもよらない波が日本を襲い、川南町民もこれ以上の税金の負担は厳しく、町としても、今後ますます厳しい財政を迎えることになることは否定できません。また、今後の高齢化社会を迎える中で、社会福祉制度を維持する責任を今の世代は担っております。現役世代で3人で高齢者1人を支えていたものが、2,030年には、2人の現役世代で1人の高齢者を支えることになるかと予測されております。しかし、来年3月の大学卒業予定者の就職内定率が、59.9%となり、超氷河期を迎えている現在、1人で2つも3つも仕事を掛け持ちして、いわば身を削って働く若者も増えていき、社会保険にさえ入れずにおります。時代は大きく変化しております。その中で、社会保障制度を維持することも困難な時代を迎えます。国の政策もそうですが、末端にいる私たちがすべきことが何であるのか、今の議員に課せられた責任は何であるのか、削減する事業は削減し、維持する事業は維持すること。あるものをなくす、住民のいこいの場をなくすという苦渋な決断を我々はせねばなりません。これからの議会は、議員間で議論を尽くして決定する方向へ行くことで、住民の皆様に納得できるようにすることが必要とされております。議員の皆様の方の賛同を経て可決していただき、どの場に出ても議員全員が温泉廃止について、きちんと説明できるようにお願いをして、私の賛成討論といたします。

○議長(山下 壽君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第68号「川南町温泉簡易浴場の設置及び管理に関する条例の廃止について」反対討論をいたします。この条例は、平成24年7月1日から実施するとしております。川南温泉は、平成10年1月に開設されました。開設当時は、いずれ温泉施設をつくるということで、簡易浴場でした。しかし、14年経て、安全が保てない、施設が老朽化したから廃止、と簡

単に言われます。国から補助金をもらって、1億6,000万円ものお金をかけ、1,600メートルも掘って、やっと見つけた宝の温泉施設です。簡単に更地にして戻せるのでしょうか。町民の声は、どう受け止めているのでしょうか。少し紹介します。川南温泉は、質がいいよと耳にしながら、現役時代はその余裕がなく、そのうちに認知症の母を黄泉の国に送るまで、またそのゆとりがなく、ようやくここ5、6年お世話になり、週に1、2度通っていましたが、3年ほど前から廃止の声を聴き、不安に思いつつも、どこかで安心していました。温度低下の件、利用者減の件、老朽化の件、赤字の件、借地の件等など、財政上それは大変なことでしょう。しかし、それは数年前からわかっていたこと。町として、町長として、担当者としてその対策にどれだけ打ち込まれたか、まるで存じません。町外者、他の町村の人たちからよくうらやましがられるのは、川南は元気があるね、川南はなんでも前向きに取り組むね、活性化精神があるね、です。その言葉に背きながら、川南に住んでいることを誇りに思っただけでいいです。日高町長は、何か打ち出してくれると信じてきました。お伺いします。川南温泉再建、復興のため、どれだけピーアールをされたか。また、どれだけ真剣に取り組まれたか。この事態に対するお考えはと、1度つぶれますと、もう2度と復活はしませんね、今なら何とか間に合うのではないかとペンを取りました。役場の総合政策課の人たちだけでなく、一般の町民の有志をも交えて、いい知恵は出せないのでしょうか。これが、私設や第3セクターなら、もっとも真剣に考えているはず、とは陰の声です。町民全員の声を集めるのは無理でしょう。なぜなら、年代も違い、趣味も違い、愛好者というのは、どんな分野も少数者で成り立っているのです。現在の利用者の数だけで問題視しないでください。ようやく覚えた川南温泉の気持ちよさ、ありがたさ、永久になくなるのかと悲しい思いで一杯です。がんばろう川南、がんばろう川南温泉、よろしくお願ひします。利用者が少ない、赤字になった原因はどこにあるのか。九州の名湯100選に入っているのに知らない人が多い。アピールが足りないのではないかと。トロンドームや図書館については、イベントや新刊紹介など、毎月町報で回ってくる。温泉も利用者数や温泉の効能、利用者の声などを載せたらどうだろうか。福祉バス、温泉バスと思っていた、は、長寿会の人しか乗せないそうだけど、温泉を利用したいと思っている町民は、誰でも乗せると多くの人に来れる。自分で車を運転できない人はありがたいと思う。福祉バスは、長寿会が貸し切っているのだそう。温泉に集まり、みんなの顔を見ていろいろな話をしているうちに、年を取っても元気で暇があれば、いろいろな活動をしようという声も出るのではないだろうか。例えば花づくり、幼稚園、保育所、小中学校などとの交流や、安全見守りなどの支援、カラオケ、スポーツなどのレクリエーションなど、そうやって、自ら元気が出れば医療費も少なくなるのではないだろうか。そればかりではなく、町おこしの一翼を担うこともできるのではないだろうか。温泉利用者の声を聴いたり、川南温泉のことをアピールするのは誰の仕事だろうか。もし温泉がなくなったら、人と会って話す場がなくなる。年よりは家に引きこもって外に出なくなる。人から離れて一人になると、生きているのが面白くなくなり、つらくなるだろう。中には自殺する人も出てくるかもしれない。温泉で自分の身体や心をケアしている人は多い。その効果は大きいと思う。温泉がなくなれば、医療に頼ることになる。そ

うすれば、医療が必要となる。当然保険を利用するのだから、町の負担は増えるはず。また、年寄りの集まる場や健康づくりのために施設をつくれればもっとお金がかかるはず。温泉は赤字であっても広い目で見れば安上がりだと思う。こんなに川南のことを考えている方々がいることがわかって勇気が湧いてきませんか。川南温泉を利用している数は2、3割の町民と言われますが、これまで川南を支えてきた方々です。今になって温泉の分析が公表されました。泉質の効果はなくなったとのことですが、川南温泉だから残して欲しいと言っているのです。川南温泉にきている皆さんは言います。川南温泉に入ってみないと。入ってない皆さん、一度入ってくれ。入らないとよさはわからないと口を揃えます。立派な温泉施設にせずとも今のまま安全であればいいんだ、年寄りの楽しみを奪わないで、と言われます。温泉利用者の声の一部を代弁しまして、温泉廃止条例の反対討論といたします。御賛同をよろしく願いいたします。

○議長(山下 壽君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員(竹本 修君) 議案第68号「川南町温泉簡易浴場の設置及び管理に関する条例の廃止について」賛成する立場から討論いたします。町長の提案理由の説明では、川南温泉は、平成10年1月にオープンし、14年目を迎えようとしている中で、その間、温泉用地を借地し、財政的なこともあり、建てかえや大規模な改修もしないまま、現在に至っています。そのため、各器具類の損傷は激しく、特に建屋については、安全性について危惧されております。また、現在までの浴場の利用者数、管理運営状況を見る限り、とても存続、継続する状況ではないように思われます。利用者からの声として、存続となりますと、建てかえが必要になり、かなりの財政負担が求められ、少なくとも6,000万円は必要だとも言われております。今までの温泉に関する維持管理費の累計が6,000万円を超過していることも事実であります。このような状況をかんがみ、廃止することもやむを得ないと思われます。今後におかれましては、町民の温泉利用者に対し、近隣の町にある温泉への利用券の発行、また、送迎等を検討し、温泉での医療、福祉に対処されることを踏まえて、温泉利用者へ理解を得られるよう求めるものでございます。以上申し上げ、この議案に対して賛成討論といたします。

○議長(山下 壽君) ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから議案第68号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。起立多数であります。したがって、議案第68号「川南町温泉簡易浴場の設置及び管理に関する条例の廃止について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第69号 「平成23年度交付建設第2-A109-1号松原・通山線松原下橋上部工事請負契約の変更契約の締結について」

を議題とします。本議案は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(児玉 助壽君) 産業建設常任委員会に付託されました、議案第69

号「平成23年度交付建設第2-A109-1号松原・通山線松原下橋上部工事請負契約の変更契約の締結について」、その審査の経過と結果について報告します。この案件は、当初盛土を購入する予定でありましたが、自前で盛土が確保できたため、減額変更し、契約を締結するものがあります。原案のとおり全会一致で認め、可決であります。以上で報告を終わります

○議長(山下 壽君) 以上で委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第69号「平成23年度交付建設第2-A109-1号松原・通山線松原下橋上部工事請負契約の変更契約の締結について」討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第69号「平成23年度交付建設第2-A109-1号松原・通山線松原下橋上部工事請負契約の変更契約の締結について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第70号 「平成23年度川南町一般会計補正予算(第5号)」

日程第10 議案第71号 「平成23年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)」

日程第11 議案第72号 「平成23年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)」

本、3議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(濱本 義則君) 議案第70号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第5号)」、総務常任委員会関係の審議結果を報告いたします。歳入の17款2項1目、財政調整基金繰入金4,350万円、これは、財源調整のために取り崩すものでございます。歳出の2款1項6目13節委託料700万円は、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業、これは3分の2の補助でございますけども、で、取り組む運動公園内の「自由の広場」に建設予定の屋根付き多目的運動場の設計委託料及び地質調査委託料であります。今の考えでは、広さが1辺40mぐらいになるのではないかという予定でございます。2款1項10目電子計算費13節、委託料969万円は、総合行政システムのリース期間が終了し、現在再リースで運用しておりますが、今回、宮崎にある宮崎中央インターネットデータセンターのコンピューターのシステムを4町、これは、川南町、都農町、高原町、熊本県の錦町、合同で使用するリース料255万円、これは、今までに比べると、本町だけで20%の経費節減になるようでございます。と、システム移行料714万円でございます。2款2項2目、賦課徴収費、17万4千円は、確定申告時における使用のパソコン11台とプリンター1台の賃借料でございます。以上、総務委員会に付託されました案件につきましては、全員賛成で可決でございます。

○議長(山下 壽君) 次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(内藤 逸子君) 議案第70号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第5号)」について、報告いたします。関係課の職員の出席を求め、提案理由、補足説明を受け、質疑を行い、慎重に審査を行いました。全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。主なものについて報告します。補正予算の文教厚生委員会の関係の主なものですが、健康福祉関連の障害福祉費、自立支援医療費383万1,000円は、当初見込みに対し、医療費が現在かなり増加しているため、予算の不足が見込まれるためのものです。同じく任意事業費は重度障害者医療費助成と障害者住宅改造費に758万9,000円も同様の理由での計上です。予防費委託料616万4,000円は、65歳以上の方の季節性インフルエンザに対する予防接種の補助をするものです。文化施設費の中に光熱水費として170万円の減額は、図書室電球を蛍光灯に交換し、センサーを付け、電気料が節約できたものです。修繕費60万円は、さらなる節電対策のためのものです。雨漏り防水工事設計委託料320万円は、緊急を要する漏水について4,100万円の修繕を予定しています。それについて、今年度で十分現場を見てきちんと設計をしたいとのことです。議案第72号「平成23年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)」についても、全員賛成で可決すべきものと決定しました。議案第72号の主なものについては、施設介護サービス給付費は、当初予算から見た場合、少なくても済みそうなので、500万円の減額をいたしました。今後の不足見込みで、居宅介護住宅改修費、要介護者に上限20万円、居宅介護サービス計画給付費、介護予防住宅改修費、要支援者及び特定入所者介護サービス費をそれぞれ増額計上ですが、歳入歳出の増減はなく、事業の組みかえを行うものです。以上報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(児玉 助壽君) 産業建設常任委員会に付託されました、議案第70号、71号について、審査の経過と結果について報告いたします。所管職員の説明を受け、現地調査等を実施し、質疑討論を行い、採決の結果、2議案とも原案のとおり全会一致で認め、可決であります。議案第70号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第5号)」について、産業建設常任委員会に付託されました案件について、次のような意見、要望があったことを報告いたします。畜産業費中、畜産経営再開支援推進事業は、12戸の尿処理施設の改修整備を行うもので、今年度で終了するものでありますが、いまだ未整備の農家があるため、事業継続を県に強く要望する。農地費中、工事請負費は、5カ所の排水路の補修工事を行うものです。補修の原因がずさんな管理によるもので、今後、受益者を含め、関係所管合同で協議を行い、管理組織を構築する。水産業費、漁協直販施設検討委員会補助金について、漁協は自身の問題であることを自覚し、補助金に頼ることなく、自己負担を含め、検討委員会を運営すべきである。道路維持費工事請負費は、工業団地内の側溝敷設工事であります。現地調査の過程において、団地内側溝の管理について、事業者清掃と経路の管理をしてもらうこと等々の意見、要望がありま

した。議案第71号「平成23年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)」について、この減額の理由は、人事異動及び県人事委員会勧告に伴う職員給与の減額によるものであります。以上で報告を終わります。

○議長(山下 壽君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第70号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第5号)」について、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第70号「川南町一般会計補正予算(第5号)」について、反対討論いたします。補正額は、1億2,168万円です。養豚経営再開支援対策として、農場の尿処理施設改良や、設置に対する補助金や、65歳以上の方に対するインフルエンザ予防接種補助など、町民にとってよいことであり、賛成ですが、私は一般質問でも、山本、記念館、野田原の3つの保育所を廃止して、1カ所に民設民営の保育所を設置する問題について、質問いたしました。公的保育の重要性が求められているとき、地域に密着し、親しまれている、山本、記念館、野田原保育所は、町の責任で運営を継続し、子育て新システムの議論の行方を見守って、制度改悪を食い止め、すべての子供の保育を受ける権利と発達を保障する自治体の足場にすべきではないか、問うてきました。十文字保育所に続いて東保育所を民営化し、今度は3カ所を1つにして社会福祉法人に譲渡するものです。町立保育所を次々と手放していくことは、本町のよりよい保育の実施、地域の利便や信頼を得ている町立保育所の役割を自ら捨てるものであります。川南町が、本当に乳幼児の健やかな成長、父母の信頼や希望に応えるなら、継続して運営をし、責任を果たす道を追求すべきだと思います。山本小学校の敷地が、川南町のものであるから問題はないと言われますが、小学校の敷地の中に特定の事業者を利する民間の保育所を作ることは納得できません。補正予算の中に、まだ決まっていないと説明されました。保育所移譲先選定委員会謝金が含まれていますので、この予算については認められません。また、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業として、屋根付き多目的運動場設計委託料700万円についても、口蹄疫からの再開は進んでいるとは言えない現状の中で、補助金が出るからといって、口蹄疫復興にどうつながるのか、町民に見えていません。したがって、この2点の予算について反対いたします。以上述べ、反対討論といたします。

○議長(山下 壽君) ほかに討論ありませんか。これで討論を終わります。

これから議案第70号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。起立多数であります。したがって、議案第70号「平成23年度川南町一般会計補正予算(第5号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第71号「平成23年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)」について、討論を行いま

す。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第71号「平成23年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第72号「平成23年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)」について、討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第72号「平成23年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第73号 「国営造成施設管理体制整備促進事業(操作体制整備型)の事務の委託に関する都農町及び高鍋町との協議について」

を議題とします。本議案は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(児玉 助壽君) 産業建設常任委員会に付託されました、議案第73号「国営造成施設管理体制整備促進事業(操作体制整備型)の事務の委託に関する都農町及び高鍋町との協議について」、その審査と経過について報告いたします。この案件は、高鍋、都農、両町から事務委託を受けて、本町が窓口になり、事務の効率化を図るものであります。原案のとおり、全会一致で認めて、可決であります。以上で報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で、委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第73号「国営造成施設管理体制整備促進事業(操作体制整備型)の事務の委託に関する都農町及び高鍋町との協議について」、討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第73号「国営造成施設管理体制整備促進事業(操作体制整備型)の事務の委託に関する都農町及び高鍋町との協議について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第75号 「財産(土地)の取得について」

を議題とします。本議案は、総務常任委員会に付託されておりましたので、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(濱本 義則君) 議案第75号「財産(土地)の取得」については、土地の単価が少し高いのではという意見がありました。賛成多数で可決であります。本議案は、高森近隣公園用地費として、平成22年度予算で計上されていたものが、都市計画決定、都市計画事業認可及び相続に関する手続に時間を要し、平成23年度に繰り越された予算関連でございます。高森近隣公園整備につきましては、まちづくり交付金事業で取り組んでおりますが、現在は都市再生整備計画事業と名称が変更になっております。内容には変更はないようでございます。以上報告を終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で、委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第75号「財産(土地)の取得について」を討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第75号「財産(土地)の取得について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 請願第 3号 「漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する国への意見書案の提出を求める請願書」

についてを議題とします。本請願は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(児玉 助壽君) 産業建設常任委員会に付託されました、請願第3号「漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する国への意見書案の提出を求める請願書」についての審査の経過と結果について報告いたします。中近東の政治情勢の不安により、あ、失礼しました。中近東の政情不安による燃油の高騰が継続する中、漁業資源の減少、長引く景気の悪化に伴う魚価低迷、それに追い打ちをかける東日本大震災の原発事故による風評被害のあおりで、なお一層の魚離れ、魚価安が進み、我が国の漁業を取り巻く環境は厳しさを増しています。この厳しい環境の中で、これまで漁家の燃油経費削減に貢献してきた軽油引取税と免税制度が、地方税法の改正や漁家にとっては改革、改悪により、このままでは平成24年3月末までに廃止にされる状況にあります。これらをかんがみ、全会一致で認め、本請願を承認したものであります。以上で報告終わります。

○議長(山下 壽君) 以上で、委員長報告を終わります。ただ今の委員長報告は、採択であります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

請願第3号「漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する国への意見書案の提出を求める請願書」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第3号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、採択することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第3号「漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する国への意見書案の提出を求める請願書」については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第15 発議第6号「森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書について」

を議題とします。朗読は省略します。提出者から、趣旨説明を求めます。

○議員(児玉 助壽君) 発議第7号「森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書について」、その提案理由の説明を行います。なお、お手元に配布しております意見書を朗読して、提案理由の説明といたします。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書

我が国の森林はまさに今、戦後造成してきた人工林が利用期を迎えつつあり、この資源を活用して森林・林業の再生を図ることが、疲弊した地方の再生を図り、持続可能な循環型社会を構築する鍵と言える。

しかしながら、森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然厳しく、地域の方々の努力により築かれてきたこの森林は、採算性の低迷等のため利用されず放置され、このままでは林業の再生が実現しないばかりか、森林の荒廃を招き、水源涵養、国土保全、地球温暖化防止等の森林の公益的機能の発揮に支障を及ぼすことが懸念される事態となっている。

また、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の復興を図っていくためには、山地災害からの復旧や海岸防災林の再生のみならず、被災地域の基幹産業として林業・木材産業を再生していくこと、復興資材である木材を全国的に安定供給していくことが急務となっている。

よって、国においては、森林・林業の再生を図り東日本大震災の被災地の復興を全国規模で進めることができるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 森林・林業の再生に向けた取組を一層推進するため、「森林整備加速化・林業再生事業」の継続・拡充を図ること。
- 2 東日本大震災からの速やかな復興に向けて、被災した治山施設や林道、木材加工施設等の早期復旧に加え、雇用拡大や復興木材の供給に向けた森林・林業再生の施策の充実を図ること。
- 3 新たなエネルギー政策を進めるに当たっては、再生可能な資源である木質バイオマスのエネルギー分野への一層の有効利用が図られるよう必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日

宮崎県児湯郡川南町議会

衆議院議長	殿
参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿
内閣官房長官	殿
東日本大震災復興対策担当大臣	殿
総務大臣	殿
財務大臣	殿
厚生労働大臣	殿
農林水産大臣	殿
国土交通大臣	殿

以上のとおりでありますので、各議員の賛同、御決定いたしますよう申し上げます。

あ、失礼しました。発議第7号と申しましたが、正しくは、発議第6号であります。訂正してお詫び申し上げます。

○議長(山下 壽君) 以上で、趣旨説明を終わります。これから、質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第6号「森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書について」討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第6号「森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求

める意見書について」は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただ今可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第16 発議第7号 「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書について」

を議題とします。朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員(濱本 義則君) 発議第7号「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書について」、その提案理由の説明を行います。なお、お手元に配布しております意見書を朗読して、提案理由の説明といたします。

安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書

九州地方の風水害による被害は全国と比較しても非常に多く、また、土砂災害は全国で発生するうちの約6割が九州で発生しており、降雨による道路の事前通行規制で頻繁に孤立する地域も数多くあります。

このため、九州においては、河川の氾濫、高潮被害、土砂災害等の自然災害に対する早急な対策が必要となっています。

また、高速交通基盤の整備が遅れている地域では人口や所得等の伸びに格差がみられるため、地域間格差の是正に向けた道路網の整備等の取り組みが必要となっています。

さらに、地震や津波などに対する防災対策や危機管理体制の拡充も急務となっています。

こうした国民の安全・安心な暮らしの実現に向けた社会資本の整備・管理は国が責任を持って実施することが憲法上の責務です。しかし、現在、政府・財界が推し進めている「地方分権(地域主権)」、「道州制導入」は、憲法・地方自治法で規定された団体自治及び住民自治が基礎となる地方分権(地域主権)の実現に向けたものではなく、国の役割とりわけ憲法が保障する国民に対する責任を放棄するものであり、国土の均等ある発展にも影響を及ぼしかねません。

一方、関西・九州ともに平成23年5月26日に発表した移譲機関に「①経済産業局②地方整備局③地方環境事務所」を提示しています。さらに、九州知事会は出先機関を「丸ごと」移譲すると今年の7月1日に発表しています。「直轄国道、直轄河川は原則として全て地方に移管し、国に残す事務は全国ネットワークとしての高規格幹線道路網の整備(高速自動車国道、一般国道のうち自動車専用道路)等に限定する」としており、このことが推し進められれば、地方と都市の地

域間格差及び防災面への不安がさらに拡大すると共に、行政サービスの低下をまねく事になります。

さらに、「地方分権(地域主権)」も「道州制導入」も国民の間では全く議論になっておらず、こうしたことを強引に推し進めることは主権在民の原則を頭から否定するものです。

憲法第25条では、国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとし、国の社会的使命が規定されています。

国民の生命と財産を守るための社会資本の整備・管理は、まさにこの憲法の規定を実現するものであり、国の責任ある執行が求められています。

よって、国におかれては、国民の安全・安心な暮らしを実現するため、特に次の3点について強く要望します。

記

- 1 「地方分権(地方主権)」については拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット・デメリットなどの情報を事前に開示し、十分な時間を確保した議論を経た後に結論を出すこと。
- 2 防災、生活・環境保全、維持関連公共事業予算の確保・拡充を図ること。
- 3 現在直轄で整備・管理している道路・河川行政は国の責任を明確にし、安易な地方整備局、事務所、出張所の廃止や地方移譲は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月16日

宮崎県児湯郡川南町議会

内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
国土交通大臣 殿
宮崎県知事 殿

以上のおおりでありますので、各議員の賛同を得て御決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(山下 壽君) 以上で、趣旨説明を終わります。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第7号「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書について」討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第7号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第7号「安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める意見書について」は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただ今可決されました「意見書」の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書の取り扱いについては、議長一任とすることに決定しました。

ここで、日程についてお諮りします。ただいま、【児玉 助壽】議員ほか2名から、発議第8号「漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する国への意見書について」、提出がされました。これを日程に追加し、順序を変更して追加日程として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第8号を日程に追加し、順序を変更し、議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第8号 「漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する国への意見書について」

を議題とします。朗読は省略します。提出者から趣旨説明を求めます。

○議員(児玉 助壽君) 発議第8号「漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する国への意見書について」、その提案理由の説明を行います。なお、お手元に配布しております意見書を朗読して、提案理由の説明といたします。

漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する国への意見書

これまで漁家の経営に貢献してきた軽油引取税等の免税制度が、地方税法の改正によって、このままでは2012年(平成24年)3月末で廃止される状況にある。

漁業においてはコストに占める燃油のウエイトは極めて大きいことから、我が県の漁業は、かねてからの魚価下落に加えて燃油高騰が継続する中、ここ数年で急速に疲弊した。

さらに追い打ちをかけるように今回、東日本大震災の大打撃に加え原発事故の風評被害にも見舞われ、漁業経営はより深刻の度を深めている。

このような中、水産物の安定供給とともに、これに不可欠の前提となる漁業者の経営安定を維持するために、国会及び政府におかれては、漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税をはじめとする、以下の燃油税制にかかる措置を要望する。

記

- 1 漁船に使用する軽油にかかる軽油引取税の免税措置について、恒久化すること。
- 2 農林漁業用A重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置について、恒久化すること。
- 3 地球温暖化対策税については、漁業者の負担が一切増えることのないよう万全の措置を講じること。とくに燃油への課税についてはA重油に限らず、軽油も含めて油種にかかわらず負担増を回避するよう措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成23年12月16日

宮崎県児湯郡川南町議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
農林水産大臣 殿
総務大臣 殿

以上のおおりでありますので、各議員の賛同を得て、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(山下 壽君) 以上で、趣旨説明を終わります。これから、質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第8号「漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する国への意見書について」討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第8号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のおおりに決定することに、

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第8号「漁船用軽油にかかる軽油引取税の免税等に関する国への意見書について」は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただ今可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第17「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

お諮りします。来る1月26日、高原町において時局講演会が開催されますので、議員全員出席したいと思います。なお、この講演会については、別紙のとおり議員派遣取り扱いとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないので、そのように決定しました。以上で、本日の日程は、全部終了しました。これで、平成23年第10回川南町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前12時15分閉会
